

寝屋川市規則第 40 号

寝屋川市安全推進協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寝屋川市安全の推進に関する条例（平成 21 年寝屋川市条例第 26 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、寝屋川市安全推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第 5 条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 協議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、危機管理部監察課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、寝屋川市安全の推進に関する条例の施行の日から施行する。